

岩手県告示第129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により定めた次の地区に係る県営土地改良事業計画を変更した。

なお、同法第88条第18項において準用する同法第87条第5項の規定により、令和5年3月15日から同年4月12日まで関係書類を縦覧に供する。

令和5年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
曲田地区	当該変更に係る県営土地改良事業計画書の写し	一関市役所